

令和5年度 第2回

自動車整備技能登録試験のお知らせ

自動車整備技能登録試験（以下「登録試験」）は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」）が行う試験で、登録試験の概要は、次のとおりです。

1. 試験の実施

各都道府県の登録試験地方委員会が試験実施に当たります。

2. 令和5年度 第2回登録（学科・実技）試験の実施種類

一級小型自動車 学科（筆記・口述）・実技試験

二級ガソリン自動車 学科試験

二級ディーゼル自動車 学科試験

二級自動車シャシ 学科試験

三級自動車シャシ 学科試験

三級自動車ガソリン・エンジン 学科試験

三級自動車ディーゼル・エンジン 学科試験

三級2輪自動車 学科試験

自動車電気装置 学科試験

自動車車体 学科試験

3. 試験実施の日及び場所

令和6年 3月24日（日）学科 筆記試験 各県整備振興会指定地予定
（合格発表予定日 令和6年4月9日（火） HPにて掲載予定）

令和6年 5月12日（日）学科 口述試験（一級のみ）各地方運輸局所在地予定

令和6年 8月25日（日）実技試験（一級のみ） 各地方運輸局所在地予定

4. 申請受付期間及び場所

受付期間 令和 6年 1月22日（月）～ 令和 6年 1月26日（金）

場 所 石川県自動車整備振興会 （登録試験石川地方委員会）

5. 受験資格の概要

- 一級： 二級（シャシを除く）合格後3年以上の自動車整備に係る実務経験がある方、一種養成施設の一級課程修了者等。
- 二級： 三級合格後3年以上の自動車整備に係る実務経験がある方、一種養成施設の二級課程修了者等。
- 三級： 15歳以降の自動車整備に係る実務経験が1年以上ある方、一種養成施設の三級課程修了者等。
- 電気： 15歳以降の自動車電気装置に係る実務経験が2年以上ある方
- 車体： 15歳以降の自動車車体整備に係る実務経験が2年以上ある方、一種養成施設の車体課程修了者等。

☆ 注意： 受験種目に対応した実務経験又は養成課程修了が必要です。

不明な点は、日整連HP 又は 石川県自動車整備振興会でご確認下さい。

TEL 076-239-4001

6. 申請に必要なもの

- 受験申請書 (種目別で地方振興会にて無償配布)
- 受験資格を証する証明書 (使用者証明はHPからダウンロード又は窓口で配布)
- 写真1枚 (申請前6ヶ月以内に脱帽し正面から上半身を撮影したもので、縦4.5cm、横3.5cmのもの)
※令和5年度より写真サイズが変更になりました。
- 受験手数料 学科 7,200円 (一級9,300円) 実技 14,000円
- はがき ※ 2枚 (一級は試験毎に2枚) 学科試験合格後の実技用は後日提出 (官製はがきの表にご自分の宛名を記載した物)

7. 登録試験と検定試験の関係

国家資格の自動車整備士資格を取得するには、登録試験とは別に、国に対して検定試験の受験申請をする必要があります。登録試験に合格した日から2年間は、合格した登録試験の種類に応じた検定試験が免除されます。

したがって、一種養成施設修了者（自動車整備専門学校等卒業生）又は二種養成施設修了者（自動車整備技術講習修了者）の実技試験免除の方で登録学科試験に合格した方、もしくは登録学科・実技試験に合格した方は、検定試験の受験申請（書類審査）のみで自動車整備士資格を取得できます。

ただし、検定試験受験手数料(全部免除申請料)等の費用は必要です。